

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例

(税 務 課)

頁三

号外(一) 平成二十六年 三月三十一日

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第四四号)

一 県民税

1 肉用牛の売却所得に係る所得割の課税の特例について、その適用期限を三年延長することとした。(附則第五条関係)

2 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第九条の三関係)

3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。(附則第一〇条の二関係)

二 不動産取得税

1 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。(第五八条の二関係)

2 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとした。(第五八条の六関係)

3 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年(本則六月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

4 新築特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。(附則第六条の三関係)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年三月三十一日

5 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。(附則第七条関係)

(一) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置

(二) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

6 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法において準用する土地区画整理法の規定による清算金により取得された代替不動産に係る課税標準の特例措置を廃止することとした。(第五三条関係)

三 自動車取得税

1 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を一〇〇分の三(現行一〇〇分の五)とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を一〇〇分の二(現行一〇〇分の三)とすることとした。(附則第一二条の二の二関係)

2 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を一〇〇分の二〇とする(以下「**割合**」)。 (附則第一二条の二の二関係)

3 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を一〇〇分の四〇とすることとした。(附則第一二条の二の二関係)

4 自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車取得された場合においては自動車取得税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合においては当該徴収金を還付する措置について、その適用期限を平成二八年三月三一日まで延長することとした。(附則第二三条関係)

四 自動車税

1 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、次のとおり見直しを行うこととした。(附則第二三条関係)

(一) 環境負荷の小さい自動車

平成二六年度及び平成二七年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

ア 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上かつ平成三二年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの及び平成二一年排出ガス保安基準に適合する軽油自動車(乗用車に限る。)について、税率のおおむね一〇〇分の七五を軽減すること。

イ エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの(アの適用を受ける自動車を除く。)について、税率のおおむね一〇〇分の五〇を軽減すること。

(二) 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。)について、それぞれ次に定める年度以後(平成二七年度以後に限る。)に税率の概ね一〇〇分の一五(バス(一般乗合用のものを除く。)及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇)を重課する特例措置を講ずること。

ア ガソリン自動車又はLPG自動車で平成一五年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの、新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成一七年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの、新車新規登録を受けた日から起算

して二二年を経過した日の属する年度

2 自動車持出困難区域内の自動車について永久抹消登録がなされる前に、代替自動車取得された場合においてはそれぞれ次に定める年度分の自動車税に係る納税義務を免除し、既に徴収金を徴収した場合においては当該徴収金を還付する措置を講ずることとした。(附則第二五条関係)

(一) 平成二五年四月一日から平成二六年三月三十一日までの期間 平成二六年度分

(二) 平成二六年四月一日から平成二七年三月三十一日までの期間 平成二六年度分及び平成二七年度分

(三) 平成二七年四月一日から平成二八年三月三十一日までの期間 平成二七年度分及び平成二八年度分

五 鉾区税

鉾区法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉾区税の納税義務者である鉾業者の範囲に含めることとした。(第八六条関係)

六 その他所要の規定の整理を行うこととした。

七 この条例は、平成二六年四月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二六年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県税条例第四十四号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「又は第五十八条の六第二項」を「第五十八条の六第二項又は第五十八条の七第二項」に改める。

第五十二条第十項中「第五十八条の八」を「第五十八条の九」に改める。

第五十三条第三項中「供する」の下に「耐震基準適合既存住宅」を加え、「第七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改め、「をいう」の下に「第五十八条の二第一項において同じ。」のうち地震に対する安全性に係る基準として施行令第三十七条の十八第二項に規定する基準(第五十八条の二第一項において「耐震基準」という。)

に適合するものとして施行令第三十七条の十八第三項に規定するものをいう」を、「第五十五条第二項」の下に「及び第五十八条の二第二項」を加え、同条第七項中「第五十八条の二」を「第五十八条の三第一項」に、「建築された」を「建築されていた」に改め、同条第九項中「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条第一項において準用する土地区画整理法第九十四条の規定による清算金」及び「又は第三号」を削り、「第二号」の下に「又は第三号」を加え、第三号を削り、同項第四号中「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の二第二項」に改め、同号を同項第三号とする。

第五十五条第二項中「既存住宅等(既存住宅)を「耐震基準適合既存住宅等(耐震基準適合既存住宅)に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第五十八条の八を第五十八条の九とし、第五十八条の七を第五十八条の八とする。

第五十八条の六第二項中「第五十八条の三第二項」を「第五十八条の四第二項」に、「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改め、同条を第五十八条の七とする。

第五十八条の五の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。)

が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。)

が、農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号」に、「(同条第一項)を「又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体

を「第七条第三号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体

等による」に、「対する」を「対して課する」に改め、同条を第五十八条の六とし、第五十八条の四を第五十八条の五とし、第五十八条の三を第五十八条の四とする。

第五十八条の二第二項中「この条」を「この項」に改め、同条第三項中「及び前二条」を「第五十七条及び第五十八条」に、「を還付する場合」を「の還付」に改め、同条を第五十八条の三とし、第五十八条の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第五十八条の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第七条の七に規定するところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた岐阜県税条例第五十三条第一項の規定により控除するものとされてきた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

3 第五十六条第二項及び前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第八十六条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第五条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

附則第六条の二の二第二項中「前項」と「の下に」を「同項」とあるのは「第一項」とを加え、「と」と「とする」とあるのは「と」とし「を削り、「金額」とする」を「金額」とに改める。

附則第六条の三並びに附則第七条第二項及び第十項中「平成二十六年三月三十一日」

を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第七条の二第二項中「第五十八条の二第一項」の下に「第五十八条の三第一項」を加える。

附則第七条の五第三項及び附則第七条の六中「第五十八条の二第一項」を「第五十八条の三第一項」に改める。

附則第八条第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項まで」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十二項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同条第三項中「同項」を「同項」に、「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「準用するものとされる」を「準用する」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に、「徴収金の」を「徴収金に係る」に改める。

附則第九条の三第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二第一項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に、「附則第十条の三」を「次条」に改め、同条第二項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「家用」を「営業用」に、「で軽自動車」を「軽自動車」に、「以外のもの」を「以下この項において同じ。」を除く。及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同項第一号イ③中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第十三条第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「及びガソリン」を「をいう。」

次項において同じ。)及びガソリン」に、「第三項に」を、「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第七十三条第一項第一号イ(1)から(10)まで	七千五百円	八千六百元
	八千五百円	九千七百元
	九千五百円	一万九百元
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百元	一万八千円
	一万七千九百元	二万五千元
	二万五百円	二万三千五百円
	二万三千六百元	二万七千七百円
	二万七千二百円	三万二千二百円
	四万七百元	四万六千八百円
	二万九千五百円	三万三千九百元
三万四千五百円	三万九千六百元	
三万九千五百円	四万五千四百円	
四万五千円	五万七千七百円	
五万千円	五万八千六百元	
五万八千円	六万六千七百円	
六万六千五百円	七万六千四百円	
七万六千五百円	八万七千九百元	
八万八千円	十万二千二百円	
十一万千円	十二万七千六百元	

第七十三条第一項第二号イ	六千五百円	七千七百円
	九千円	九千九百元
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千元	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四万七百元	五千五百円
	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百元
一万六千円	一万七千六百元	
二万五千元	二万二千五百円	
二万五千五百円	二万八千円	
三万円	三万三千円	
三万五千元	三万八千五百円	
四万五百円	四万四千五百円	
六千三百円	六千九百元	
七千五百円	八千二百円	
一万五千五百円	一万六千六百元	
一万二千円	一万二千二百円	
二万六百元	二万二千六百元	
二万六千五百円	二万九千五百円	
三万二千円	三万五千二百円	
三万八千円	四万八千四百円	
四万四千円	四万八千四百円	

第七十三条第一項第二号口	五万五千元	五万五千五百円
	五万七千元	六万二千七百円
	六万四千元	七万四千元
	三万三千元	三万六千三百円
	四万千元	四万五千元
	四万九千元	五万三千九百元
	五万七千元	六万二千七百元
	六万五千五百円	七万二千元
	七万四千元	八万四千四百円
	八万三千元	九万三千三百円
第七十三条第一項第四号	四千五百円	五千五百円
	六千元	六千九百元
	三千九百元	四千四百円
	五千三百円	六千元
	九千五百円	一万九百元
第七十三条第一項第五号イ	一万三千元	一万四千九百元
	二万二千元	二万五千三百円
	二万九千六百円	三万四千元
	第一号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額	第一号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される額
第七十三条第一項第五号ロ	九千元	一万三百円
	一万千五百円	一万三千二百円
	一万八千五百円	二万二千二百円
	第一号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額	第一号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される額

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合

第七十三条第一項第五号ハ	二万五千五百円	二万九千三百円
	三万二千元	三万六千八百円
第七十三条第一項第五号ニ	四万千元	四万七千七百円
	四千五百円	五千五百円
第七十三条第一項第五号ホ	六千元	六千九百元
	二万三千六百円	二万七千七百円
	二万七千六百円	三万七千七百円
	三万千六百円	三万六千三百円
	三万六千元	四万四千四百円
	四万八百元	四万六千九百元
	四万六千四百円	五万三千三百円
	五万三千二百円	六万千円
	六万二千二百円	七万三百円
	七万四千元	八万九百元
第七十三条第二項第一号イからハまで	八万八千八百円	十万二千二百円
	三千七百元	四千円
	四千七百元	五千二百円
	六千三百円	六千九百元
	五千二百円	五千七百円
第七十三条第二項第二号イからハまで	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百元
	八千元	八千八百円

附則第十三条第三項を削り、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第七十三
 条第三項中」を「同条第三項中」に改め、「前項（）」の下に「これらの規定が」を、「附
 則第十三条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「前三項（）」を「第一項及び第二項
 （これらの規定が）」に、「」に掲げる」を「」並びに前項に規定する」に改め、同項を同
 条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年年度の自動車税に係る第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第七十三条第一項第一号イ(1)から(10)まで		七千五百円	八千二百円
		八千五百円	九千三百円
		九千五百円	一万四百円
		一万三千八百円	一万五千円
		一万五千七百円	一万七千二百円
		一万七千九百円	一万九千六百元
		二万五百円	二万二千五百円
		二万三千六百元	二万五千九百元
		二万七千二百円	二万九千九百元
		四万七百元	四万四千七百元
第七十三条第一項第一号ロ(1)から(10)まで		二万九千五百円	三万二千四百円
		三万四千五百円	三万七千九百元
		三万九千五百円	四万三千四百円
		四万五千円	四万九千五百円
		五万千円	五万六千円
		五万八千円	六万三千八百円
		六万六千五百円	七万三千三百円
		七万六千五百円	八万四千三百円

第七十三条第一項第二号イ	八万八千円	九万六千八百円
	十一万千円	十二万二千円
	六千五百円	七千円
	九千円	九千九百元
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百元	五千円
	八千円	八千八百円
第七十三条第一項第二号ロ	一万五千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百元
	七千五百円	八千二百円
第七十三条第一項第二号ハ(1)	一万五千五百円	一万六千六百円
	一万二百円	一万二千二百円
第七十三条第一項第二号ニ(2)	二万六百元	二万二千六百円
	二万六千五百円	二万九千円
第七十三条第一項第二号イ(2)	三万二千円	三万五千二百円

「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第六項第五号において「排出ガス保安基準」という。）に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第二項」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、「同条第十項」を「同条第二項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第三項に規定するものをいう。第六項第三号において同じ。」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（第六項第四号及び第八項において「基準エネルギー消費効率」という。）に、「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に改め、同項に次の表を加える。

第七十三条第一項第一号イ	
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元
四万七百元	二万五百円

第七十三条第一項第一号ロ		第七十三条第一項第二号イ		第七十三条第一項第二号ロ	
二万九千五百円	一万五千元	六千五百円	三千五百円	三万五千五百円	一万七千五百円
三万四千五百円	一万七千五百円	九千円	四千五百円	三万九千五百円	二万円
三万九千五百円	二万円	一万二千円	六千円	四万五千円	二万二千五百円
四万五千円	二万二千五百円	一万五千円	七千五百円	五万五千円	二万五千五百円
五万五千円	二万五千五百円	二万八千円	九千五百円	六万六千五百円	二万九千円
六万六千五百円	二万九千円	七万六千五百円	一万一千円	七万六千五百円	三万三千五百円
七万六千五百円	三万三千五百円	八万八千円	一万三千円	八万八千円	三万八千五百円
八万八千円	三万八千五百円	九千円	一万五千円	十一万千円	四万四千元
九千円	四万四千元	二万二千円	二万五千五百円	六千五百円	五万五千五百円
一万二千円	五万五千五百円	一万五千円	二万九千五百円	九千円	三千五百円
一万五千円	七千五百円	二万八千五百円	二万九千五百円	二万二千円	四千五百円
二万八千五百円	九千五百円	二万五千五百円	四万七百元	八千円	五千円
二万五千五百円	一万一千円	二万九千五百円	八千円	一万五千五百円	六千円
二万二千円	一万五千円	二万五千五百円	一万六千円	二万五千五百円	八千円
一万五千円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	一万五千円
一万五千円	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円	三万五千円	一万五千円
三万五千円	二万五千五百円	三万五千円	三万五千円	三万五千円	一万七千五百円

第七十三条第二項第二号イから八まで	八千円	四千円
	六千三百円	三千二百円
第七十三条第二項第一号イから八まで	五千二百円	二千六百円
	四千七百円	二千三百円
第七十三条第二項第一号イから八まで	三千七百円	千八百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
第七十三条第二項第一号イから八まで	七万四百円	三万五千五百円
	六万二千二百円	三万千円
第七十三条第二項第一号イから八まで	五万三千二百円	二万七千円
	四万六千四百円	二万三千五百円
第七十三条第二項第一号イから八まで	四万八千円	二万五百円

附則第十三条第五項中「附則第五条の二第二項」を「附則第五条の二第七項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項」を「第四項及び第五項（これらの規定を）」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に、「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第十二項」に改め、マ、平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。」を加え、「同条第十四項」を「同条第十三項」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「施行規則附則第五条の二第六項」とあるのは「施行規則附則第五条の二第十四項の規定により読み替えて適用する同条第六項」と、「第五項中」に改め、「第三項第四号に規

定する」を削り、「数値」との下にマ、「施行規則附則第五条の二第七項」とあるのは「施行規則附則第五条の二第十四項の規定により読み替えて適用する同条第七項」とを加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第九項に規定するもの
- 五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十項に規定するものに適合するもの

第七十三条第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円

第七十三条第一項第一号口	八千円	四万七千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七千七百円	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百円	
	一万千五百円	七千五百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	
	三万三千円	二万二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円	一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円
	第七十三条第一項第三号口	第七十三条第一項第三号イ(2)										第七十三条第一項第三号イ(1)					第七十三条第一項第二号八(2)					第七十三条第一項第二号八(1)				
	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元
	八千五百円	一万六千元	一万四千五百円	一万三千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円	

第七十三条第一項第五号イ	四万九千円	一万二千五百円				
	四万九千円	一万二千五百円				
	五万七千円	一万四千五百円				
	六万五千五百円	一万六千五百円				
	七万四千円	一万八千五百円				
	八万三千円	二万二千円				
	四万五千円	千五百円				
	六千円	千五百円				
	三千九百円	千円				
	五千三百円	千五百円				
第七十三条第一項第五号イ	九千五百円	二千五百円				
	一万三千円	三千五百円				
	二万二千円	五千五百円				
	二万九千六百円	七千五百円				
	第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額					
			第二号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を附則第十三条第六項の規定により読み替えて適用される額			
					九千円	二千五百円
					一万千五百円	三千円
					一万八千五百円	五千円
					二万五千五百円	六千五百円
第七十三条第一項第五号ハ	三万二千円	八千円				
	四万千円	一万五百円				
	四万五千円	千五百円				
	四万五千円	千五百円				

第七十三条第一項第五号ホ	六千円	千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千六百円	七千円
	三万千六百円	八千円
	三万六千円	九千円
	四万八千円	一万五百円
	四万六千四百円	一万二千円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	七万四百円	一万八千円
第七十三条第二項第一号	八万八千八百円	二万二千五百円
	三千七百円	千円
	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
第七十三条第二項第二号	六千三百円	千六百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円

7 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容量の四分の一を超えないもので施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第七十三条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年年度の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十三条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第二十五条第一項中「おいては、」の下に「次の各号に掲げる期間に取得された」を加え、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「当該各号に定める年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年 度分
- 二 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年 度分及び平成二十七年 度分
- 三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年 度分及び平成二十八年度分

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の岐阜県税条例（以下「旧条例」という。）第五十八条の五第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、「」の実施により施行令」とあるのは「」に限る。）の実施により施行令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合

理化法人による」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第二十五条第一項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年年度の自動車税に係る徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。